

【参考資料】

議案第65号 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

1 改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の新たな取得形態が追加されることに伴い、条例の改正を行うもの。

2 概要

第17条第3項中「養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。

担当

上下水道部上下水道総務課会計庶務係

電話462-3366